



ごあいさつ

一般社団法人日本体力医学会理事長

下 光 輝 一

2014（平成26）年4月1日をもちまして日本体力医学会は一般社団法人日本体力医学会となりました。この間、会員の皆様のご支援、ご助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

日本体力医学会は、1949（昭和24）年に任意団体として設立されて以来65年の歳月が流れましたが、先人たちの努力により今日では日本医学会第39分科会として約5000人の会員を擁し、わが国における体力医学、スポーツ医科学、健康科学にかかわる研究をリードする学会として確固たる地位を築いております。

本学会は、公衆衛生、疫学などの社会医学、内科や整形外科などの臨床スポーツ医学、運動生理学、栄養学、体育学、スポーツ心理学などの専門家、研究者、実践家が一堂に会した学際的な学会であります。

今日、日本体力医学会を取り巻く社会環境は大きく変化しております。つい百年ほど前の時代、すなわち感染症が猖獗していた時代には、病気に罹患するや否や即「死」の転帰をとることが通常でしたが、抗生物質などの登場により感染症はその主役から外れ、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの慢性疾患が疾病の中心を占めるようになりました。その結果、病気の発症と「死」との間に長い期間が存在するようになり、多くの人々が、疾病を持ちながら日常生活を送る時代となりました。また、それらの慢性疾患の要因として過食・偏食、身体的不活動、喫煙習慣などの好ましくない生活習慣との関係が明らかにされつつあります。さらに、我が国は世界に先駆けて少子高齢社会を迎えつつあります。このような状況の中で、医学研究者たちは、ステントなどの人工臓器開発、遺伝子治療、再生医療、創薬などの科学技術を駆使した最先端医療にチャレンジしつつありますが、一方では、疾病の発症を防止する予防医学やより一層健康を増進するヘルスプロモーションを推し進めることも必要となってきております。また、生物学的な寿命を延ばすことよりも健康寿命を延ばすことが、健康づくり施策の重要な課題となってきました。それを達成するためには、個人の生活習慣改善などの行動変容を進めることばかりでなく、それらを取り巻く社会環境への働きかけも重要となります。これらの働きかけは、小児から高齢者までのすべてのライフステージにおいて、さらに地域、職域、学校というすべてのセッティング（場）において、行われなければなりません。特に、身体活動・運動、スポーツの推進や体力増進は重要な健康課題となっており、これらを対象とした研究の重要性が一層増してきております。

そのような中で、日本体力医学会に集う研究者たちは、疾病を有する人、一般健康人、運動愛好者、競技選手それぞれの健康増進や効果的な競技能力向上を推進するために、生理学・生化学・解剖学・分子生物学などの基礎医学研究から、体育学あるいは運動学におけるトレーニング指導、運動処方、さらには臨床医学や社会医学、疫学、心理学など多岐にわたる研究を押し進めています。

この度、一般社団法人となった日本体力医学会の新たな定款の第4条には、「この法人は、日本国内外における体力ならびにスポーツ医科学に関する研究の進歩、発展を促進し、研究の連絡

協力を図るとともに、その成果の活用をはかり、もって我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。」と定めております。

このような日本体力医学会の運営に責任を有する理事長として、学会をしっかりと運営し、学会の発展に微力を尽くさせていただき所存です。

その具体的な活動方針を以下に挙げさせていただきました。

- 1) 学会の持てる力を存分に発揮するために、理事、評議員、会員一人一人が学会活動へ何らかの貢献をしていただくよう、理事会、評議員会、各種委員会のあいだでの対話を積極的に行い、民主的な学会運営を図ります。
- 2) 一般社団法人としての学会組織の強化を一層進めてまいります。
- 3) 学会誌編集については、和文誌を継続的に発行しつつ、欧文誌「The Journal of Physical Fitness and Sports Medicine (JPFISM誌)」の発行を軌道に乗せ、内容の充実を図ります。
- 4) 研究や実践での連携協力をマルチレベルで図ってまいります。学会内では、会員間の連携(inter-individual)ばかりでなく、分野間の連携(intersectional)を、またスポーツ科学関連学会や臨床系医学会、健康関連学会などとの学際的な連携(interdisciplinary)、さらに国際的な学会(FIMS, AFSM, ECSS, ACSM)などとの連携(international)を図ってまいります。
- 5) 本学会における研究成果の応用を図り、国や地域、職域、学校等で身体活動、運動、スポーツ推進のための施策提言や各種ガイドラインの作成などを積極的に行ってまいります。
- 6) 男女共同参画を推進するために女性の研究者の育成をさらに進め、学会のパワーアップを図ります。
- 7) 日本体力医学会健康科学アドバイザーについては、そのあり方について、健康運動指導士や他の学協会の運動、スポーツの指導者制度等との関連等も含めて今後の方向性について検討してまいります。
- 8) 来る2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになりましたが、本学会はその成功のために全面的に協力をいたします。更に、オリンピックを契機として、競技スポーツのみでなく身体活動、運動、スポーツの推進を通じた国民的健康増進運動を盛り上げてまいります。

本学会が益々発展していけるよう学会運営を行ってまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

法人化のお知らせ

平成26年4月1日をもちまして法人化の設立登記を終え、同日より本学会は 一般社団法人 日本体力医学会として発足しましたことをご知らせいたします。

この間、会員の皆様のご支援、ご助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

以下は、法人化に伴う主な変更点です。詳細は定款を参照してください。また、不明な点は学会事務局にお問合せください。

- ・ 運営体制

運営のための会議や役員は、名称の変更以外には大きな変更はありません。

次期（2015年9月総会）の役員選挙は、2015年3月頃に実施されます。

- ・ 事業年度の変更

事業年度が8月1日から翌年7月31日になります。（以前は9月1日から8月31日）

※平成26年度（現会期）については、移行措置の為、1か月短い事業年度となります。

ご理解いただけますようお願い申し上げます。

- ・ 役員・委員の任期

事業年度の変更にともない、今期の役員・委員の任期は2015年9月総会までとなります。

一般社団法人 日本体力医学会
理 事 長 下光 輝一
総務委員長 小野寺 昇

一般社団法人 日本体力医学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本体力医学会と称する。英語名は、The Japanese Society of Physical Fitness and Sports Medicineと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(地方会)

第3条 この法人は、社員総会の議決を経て、地方会を置くことができる。

2 地方会の組織及び運営に関し必要な規定は、理事会において定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、日本国内外における体力ならびにスポーツ医科学に関する研究の進歩、発展を促進し、研究の連絡協力を図るとともに、その成果の活用をはかり、もって我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体力医学に関する学術講演会などの開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の発行
- (3) この法人が関係する内外の関連団体との連絡及び協力
- (4) 研修会の実施と称号の授与
- (5) 体力医学の振興ならびに、普及、啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(学術講演会)

第6条 学術講演会は、毎年1回以上開いて会員の業績を発表する。

2 国民体育大会行事の一環として行われる学術講演会は、この法人の学会大会として、原則として国民体育大会の開催地で行われる。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 体力医学に関する学識経験を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人の発展に関して学術上の功績が特に著名な者で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

2 この法人は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、社員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りでない。

2 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）等の承認
- (5) 会費の額
- (6) 理事会で付議したもの
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項、第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 理事長を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 役員を選出についての細則は別に定める。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、その職務を代行する。
 - 4 理事長、副理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げないが、連続4期までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任は妨げないが、連続3期までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会**(構成)**

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会に付議すべき事項の決定
 - (5) 細則及び規則類の制定、同改廃の決定

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面・メール又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員及び評議員会**(評議員)**

- 第34条 この法人に、評議員を置く。
 2 評議員は、理事会で選任する。
 3 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。
 4 評議員の互選により、評議員会長を置く。

(評議員会)

- 第35条 評議員会は、毎事業年度に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。
 2 評議員会は、評議員会長が招集する。
 3 評議員会の議長は、評議員会長とする。
 4 評議員会は、理事会の諮問に応じ、第14条に定める社員総会の決議事項のほか、この法人の運営全般について意見を述べるができる。
 5 評議員会の決議は、評議員現在数の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

第8章 資産及び会計**(事業年度)**

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
 3 第1項で承認された事業計画・収支予算は直近の社員総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
 (1) 事業報告
 (2) 事業報告の附属明細書
 (3) 貸借対照表
 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くものとする。
 (1) 監査報告
 (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配)

- 第39条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更及び解散**(定款の変更)**

- 第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法**(公告の方法)**

- 第43条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

- 第44条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

- 第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、この定款の施行についての細則は、理事会及び社員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。
- 2 任意団体の日本体力医学会の正会員、名誉会員、賛助会員であって、第7条に規定する正会員、賛助会員の資格を有する者及び団体は、第8条の規定にかかわらずこの法人成立の日にこの法人に入会したものとみなす。
- 3 任意団体の日本体力医学会の評議員は、この法人成立の日にこの法人の評議員に選任されたものとみなす。
- 4 この法人の最初の理事の任期は、平成27年開催予定の定時社員総会終結の時までとする。
- 5 第7条第2項の規定にかかわらず、この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員（住所記載省略）	下 光 輝 一
設立時社員（住所記載省略）	小 野 寺 昇
- 6 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	荒 尾 孝
設立時理事	碓 井 外 幸
設立時理事	大 野 誠
設立時理事	小 野 寺 昇
設立時理事	勝 村 俊 仁
設立時理事	川 久 保 清
設立時理事	川 原 貴
設立時理事	栗 原 敏
設立時理事	坂 本 静 男
設立時理事	定 本 朋 子
設立時理事	下 光 輝 一
設立時理事	下 村 吉 治
設立時理事	鈴 木 政 登
設立時理事	武 政 徹
設立時理事	竹 森 重
設立時理事	田 中 喜 代 次
設立時理事	田 中 宏 暁
設立時理事	田 畑 泉
設立時理事	鳥 居 俊
設立時理事	永 富 良 一
設立時理事	西 平 賀 昭
設立時理事	浜 岡 隆 文
設立時理事	福 永 哲 夫
設立時理事	山 内 秀 樹
設立時理事	吉 岡 利 忠
設立時代表理事	下 光 輝 一
設立時監事	小 林 康 孝
設立時監事	能 勢 博

一般社団法人 日本体力医学会 定款施行細則

第1章 通 則

第1条 一般社団法人日本体力医学会定款第45条に基づき、会費、役員及び評議員の選出、委員会、学術集会等に関する諸規程を設ける。

第2章 会 費

第2条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 年額 10,000円
- (2) 賛助会員 年額 1口以上（1口50,000円）
- 2 会費は年度末までにそれぞれ納入しなければならない。
- 3 正会員ならびに名誉会員は、学術講演会及び機関誌に業績を発表することができ、また、機関誌等の頒布を受けるものとする。
- 4 賛助会員は、機関誌の頒布を受けるものとする。

第3章 評議員の選出等

第3条 評議員の選出は、推薦された評議員候補のうちから選考委員会の議を経て、評議員会で選任する。

- 2 評議員の選出に必要な事項は、別に「評議員選考内規」に定める。

第4章 理事候補及び監事候補の選出等

第4条 理事候補者及び監事候補者は、別に定める「選挙管理規程」に従い、評議員による選挙によって選出する。

第5章 委 員 会

第5条 この法人にその事業遂行のために、次の常設委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 財務委員会
- (5) 評議員選考委員会
- (6) 渉外委員会
- (7) 倫理委員会
- (8) 利益相反委員会
- 2 各常設委員会の任務、任期、定員等は、別に定める。

第6条 この法人に、常設委員会の他、総会又は理事会の決議により必要があると認めるときは特定の事項を行わせるため特別委員会を置くことができる。

第6章 学術講演会、大会長等

第7条 学術大会に大会長を置く。

第8条 大会長は、理事会が推薦し、社員総会で選任する。

- 2 大会長は、当該年度の学術集会を組織し運営にあたる。
- 3 学術集会の運営等に関する規程は、別に定める。

第9条 大会長は、理事長の判断により必要な理事会に出席する。但し、議決権を持たない。

第10条 この法人は、理事会の議を経て、学術講演会、研修会、市民公開講座等を開催できることとする。

第7章 顧 問

第11条 この法人に、1名以上5名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人における理事長の経歴を有する者で、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応ずること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解職は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第8章 表 彰

第12条 この法人は、日本体力医学会学会賞等を設ける。各賞に関する事項は、学会賞選考委員会規程に定める。

第9章 補 則

第13条 この細則の変更は、社員総会の決議を経なければならない。

附 則

1. この細則は、この法人成立の日から施行する。

日本体力医学会利益相反（COI）に関する運用指針

平成26年3月31日制定

近年の科学技術の進歩に伴い、体力医学に係わる大学や研究機関、学術団体が特定の企業や営利を目的とする団体などと連携する産学連携活動が不可避の状況となっている。そのため公正な教育・研究等の責務が、産学連携活動に伴い生じる個人および団体の得る利益と衝突・相反する状態「利益相反（conflict of interest: COI）」が生じてきた。日本体力医学会は、日本医学会の定めたガイドライン等に則り、利益相反状態を適切に管理（マネジメント）するための指針（日本体力医学会における事業遂行に係る利益相反（COI）に関する指針：2013年）を定め、本学会および本学会員が国民に信頼される教育・研究活動等を行うこととした。日本体力医学会における事業遂行に係る利益相反（COI）に関する指針：2013年に則り、本学会における事業遂行に係る利益相反（COI）の運用指針を定める。

（目的）

第1条 この規則は、日本体力医学会（以下、「本学会」と略す。）が「日本体力医学会における事業遂行に係る利益相反（COI）に関する指針：2013年」（以下、「本指針」と略す。）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法と、違反者への処置方法を示すことを目的とする。

（本学会発行の機関誌などでの発表）

- 第2条（開示の範囲）著者（筆頭著者、共同著者）が開示する義務のあるCOI状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体など（以下「企業や団体」という）に関わるものに限定する。
- 2（投稿時）本学会誌「体力科学」や「The Journal of physical Fitness and Sports Medicine」などに総説、原著、それに準ずる文書を投稿する際に、学術的発表内容に係る企業や団体との投稿時から遡って3年間の利益相反関係を著者全員が公開することとする。該当する場合には「自己申告による利益相反申告書」（別紙様式1）により、定款に定める本学会事務局（以下本学会事務局と略す。）に提出する。
 - 3 編集委員会は、運用の実施が本指針に沿ったものであることを検証し、会員以外の投稿者も含め、本指針に反する場合には、掲載を差し止める等の処置を講ずることができる。
 - 4 自己申告が必要な金額は、第8条で規定された金額とする。

（学会等発表時の開示方法）

- 第3条（開示の範囲）著者（筆頭演者、共同演者）が開示する義務のあるCOI状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体などに関わるものに限定する。
- 2（抄録提出時）学術集会、シンポジウム、ランチョンセミナー、および市民公開講座など、本学会が開催する集会での発表の際は、発表者は抄録提出前3年間の発表内容に関し、すべての著者の利益相反状態についてCOI状態を明らかにする。COI状態にある場合は、抄録提出前に、演題の演者全員について利益相反申告書（別紙様式2）を学会大会事務局に申告しなければならない。地方会の利益相反状態の開示についてもこれに準じるものとする。
 - 3（発表時）発表時には、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体などとの過去3年間に利益相反状態がある場合は、発表スライドの最初に、またポスターの末尾に内容を開示する。
 - 4 自己申告が必要な金額は、第8条で規定された金額とする。

（役員や委員等の利益相反自己申告書の提出）

- 第4条 役員や委員等とは、本学会の理事長、理事、監事、委員会委員長、ならびに編集委員会、倫理委員会、利益相反委員会の委員を指すものとする。
- 2（開示・公開の範囲）役員や委員等が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体などに関わるものに限定する。
 - 3 本学会の役員や委員等は、役員や委員等に就任する際に、過去1年間の利益相反状態を利益相反自己申告書（別紙様式3）に記載して本学会事務局に提出する。
 - 4 役員や委員等に就任した後、利益相反状態に変更が生じたときは、利益相反自己申告書（別紙様式3）を速やかに提出するものとする。

(自己申告書の取り扱い)

第5条 提出された利益相反自己申告書は、利益相反委員会で必要に応じて審議する。

- 2 利益相反委員会は、審議の結果について理事長および理事会に報告する。理事会は、重大な利益相反状態にある自己申告については、その対応について利益相反委員会に意見を付して報告する。

(違反者に対する措置)

第6条 利益相反状態における自己申告の内容が当指針に違反する場合には、利益相反委員会は調査を行い、処分案を作成し、理事長および理事会に報告する。

(不服申立て)

第7条 前条により処分を示された場合、その対象者は不服申立ての審査を請求することができる。不服申立ての審査請求を受けた場合には、理事長は不服申立て審査委員会（理事長の指名する本学会会員若干名により構成される）を設置し、審査を諮問する。委員長を選出は、委員の互選とする。利益相反委員は、不服申立て審査委員会の委員を兼務できない。委員会は審査請求を受けてから30日以内に委員会を開催し、審査し、その答申書を1ヶ月以内に理事長に提出する。

(利益相反自己申告が必要な基準)

第8条 本学会が行う事業に関連する企業や団体の役員、顧問職については、一つの企業や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

- 2 株式の保有については、一つの企業や団体についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総額）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5パーセント以上を保有する場合とする。
- 3 企業や団体から特許権使用料については、一つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- 4 企業や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者に支払われた日当（講演料など）については、一つの企業や団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- 5 企業や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- 6 企業や団体が提供する研究費については、一つの企業や団体から体力医学研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- 7 企業や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、一つの企業や団体から、申告者個人または申告者が所属する部門（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- 8 企業や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9 その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については一つの企業や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。開示すべき利益相反関係にある企業や団体などから研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

(利益相反委員会と各種委員会等との連携)

第9条 本指針運用に当たり、利益相反委員会は倫理委員会、編集委員会、総務委員会、広報委員会等各種委員会、本学会事務局および学会大会事務局と緊密に連携することとする。

(運用指針の変更)

第10条 この運用指針は、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正するものとする。本指針運用の改正は、理事会で承認する。

附則1 本指針は平成26年4月1日より施行する。

- 2 本細則は平成26年4月1日から2年間を試行期間とし、その後に完全実施する。なお指針違反者に対する措置も2年間は会員への周知期間とし、総会で議決後、当該会員に注意・勧告を行う。
- 3 現に在職している理事および委員等が、第4条の規定に基づき提出しなければならない利益相反自己申告書は、本指針運用施行後速やかに提出する。

以上

文責：総務委員長 小野寺 昇

(様式 1)

原著論文等に関する自己申告による利益相反申告書

著者名: _____

論文題名: _____

(すべての著者がそれぞれに本申告書を提出してください。投稿時から遡って過去3年間以内での発表内容に関する企業や団体との利益相反状態を記載ください。)

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業や団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業や団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業や団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業や団体からの研究経費を共有する所属部に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑦ 奨学(奨励)寄付などの総額 1つの企業や団体からの奨学寄付金を共有する所属部に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 利益相反状態にある企業等からの旅費、贈答品などの受領 1つの企業や団体から年間5万円以上	有・無	

(本利益相反申告書は論文掲載後2年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

(署名) _____ (印)

(様式 2)

日本体力医学会大会/地方会発表:自己申告による利益相反申告書

演者名: _____ (会員番号 _____)

所属: _____

演題名: _____

(本演題のすべての著者がそれぞれに本申告書を提出してください。演題登録時から遡って過去3年間以内での発表内容に係る企業や団体との利益相反状態を記載ください。)

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業や団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業や団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業や団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業や団体からの研究経費を共有する所属部に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑦ 奨学(奨励)寄付などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部に支払われた年間総額が200万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 利益相反状態にある企業等からの旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本利益相反申告書は演題発表後2年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

(署名) _____ (印)

役員などの利益相反自己申告書

一般社団法人 日本体力医学会理事長 殿

申告者氏名(会員番号): _____ (_____)

所属・職名: _____

本学会での役職名:

特定委員会名等:

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業や団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益) (有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

3. 企業や団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 ・ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

4. 企業や団体より、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬

(1つの企業や団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載) (有 ・ 無)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分: ①50万円以上200万円未満 ②200万円以上

5. 企業や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (有 ・ 無)

(1つの企業や団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上 200万円未満 ②200万円以上

6. 企業や団体が提供する研究費 (有 ・ 無)

(1つの臨床研究(治験、共同研究、受託研究など)に対して支払われた総額が年間200万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①治験 ②産学共同研究 ③受託研究

金額区分：①200万円以上 1000万円未満 ②1000万円以上

7. 企業や団体が提供する奨学(奨励)寄付金 (有 ・ 無)

(1つの企業や団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に支払われた総額が年間200万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①200万円以上 1000万円未満 ②1000万円以上

8. 企業などが提供する寄付講座 (有 ・ 無)

(企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄付講座の名称	設置期間
1			
2			

9. その他の報酬(研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など) (有 ・ 無)

(1つの企業や団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上 20万円未満 ②20万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告事項

すべて申告事項無し：下記項目の記入は不要です。

申告事項有り：下記の該当項目に記入ください。

1. 企業や団体の役員、顧問職の有無と報酬額 有 ・ 無

(1つの企業や団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職(役員・顧問など)	金額区分
1				
2				
3				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益) 有 ・ 無

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

3. 企業や団体から特許権使用料として支払われた報酬 有 ・ 無

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業や団体名		特許名	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本体力医学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名 _____ 印

受付番号: _____

(本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます)

2014年米国スポーツ医学会 (American College of Sports Medicine: ACSM) 参加助成制度 参加助成対象者の決定

来る2014年5月27日～5月31日に米国・オーランドにて開催される表記学会の参加助成対象者3名が決定いたしましたのでお知らせします。

本年度は若手研究者および大学院生を合わせ10件の応募があり、上位3名を参加助成対象者と致しました。

6名の委員で構成される選考委員会（選考委員会委員長 宮下政司）による厳正なる選考の結果、参加助成対象者は

1位：吉原利典 順天堂大学スポーツ健康科学部
演題名：Alterations in HDACs expressions in response to endurance training in rat plantaris muscle（若手口頭発表）

1位：北嶋康雄 東北大学医学系研究科
演題名：Proteasome dysfunction induces muscle growth defects and protein aggregation（学生ポスター発表）

3位：布宮亜樹 東北大学医学系研究科
演題名：Does stabilized hypoxic response favor the effect of endurance training?（学生ポスター発表）

の3名に決定いたしました。

参加助成対象者には、日本体力医学会から参加助成金として、1位110,000円、3位80,000円が支給されます。来年度以降も若手研究者・大学院生の皆様は是非挑戦してください。

以上ご報告申し上げます。

2014年4月30日

日本体力医学会渉外委員会委員長
永富良一

「第31回筋肉の会」・「第31回筋電図の会」のご案内（第1報）

平成26年度も「第31回筋肉の会」・「第31回筋電図の会」を下記の通り、日本体力医学会大会1日目に開催致します（例年と開催日が変更されていますのでご注意ください）。どうか奮ってご参加頂くと共に、関係各位へお知らせ頂きますようご案内申し上げます。なお、詳細（発表者、演題名、懇親会等）については第2報（体力科学63巻4号、8月1日発行）に掲載する予定です。

日 時：平成26年9月19日（金）
第69回日本体力医学会大会1日目 17:30～19:30
会 場：調整中
参加費：1,000円（事務連絡費、会場費、AV機材借用費等）
研究会の当日、受付にて申し受けます。
懇親会：研究会終了後に「筋肉の会」と「筋電図の会」の合同で行う予定です。

世話人：「筋肉の会」

東京慈恵会医科大学分子生理学講座体力医学研究室
山内秀樹
〒182-8570 東京都調布市国領町8-3-1
TEL：03-3480-1151 内線2445
FAX：03-3480-4591
e-mail：yamauchi@jikei.ac.jp

「筋電図の会」

千葉大学教育学部保健体育教室 小宮山伴与志
〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33
TEL：043-290-2621 FAX：043-290-2519
e-mail：komiyama@faculty.chiba-u.jp

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会 第1回大会のご案内

日 程：平成26年7月11日（金）、12日（土）、13日（日）
開催会場：7月11日 早稲田大学早稲田キャンパス
12日、13日 早稲田大学東伏見キャンパス
テ ー マ：「エビデンスに基づくスポーツ栄養学の発展を目指して」
内 容：教育講演、シンポジウム、一般発表、モーニングセッション、ランチョンセミナー、企業展示、研究会発足10周年、学会設立記念講演（11日）

参加費：
事前受付 正会員 8,500円、学生会員 3,500円
当日受付 正会員 10,000円、学生会員 4,000円
一 般 13,000円、一般学生 7,000円
懇 親 会 7,000円

連絡先：第1回大会事務局
早稲田大学スポーツ科学学術院田口研究室内
〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
TEL：080-3576-5153 FAX：04-2947-6778

主 催：特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会
早稲田大学スポーツ科学学術院
公益社団法人日本栄養士会

* 内容、参加費の詳細については学会ホームページ（<http://www.jsna.org/>）をご参照ください。

公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団「第26回助成研究発表会」および「ソルト・サイエンス・シンポジウム2014」の開催について

○第26回助成研究発表会

- ・開催期日 平成26年7月23日(水)
- ・開催場所 都市センターホテル(東京都千代田区平河町)
- ・参加料は無料. 参加希望者は財団にファックス・メール等で事前に申込.

○ソルト・サイエンス・シンポジウム2014

1. 開催概要

- 1) 開催趣旨 塩に関する学術, その他の情報普及と啓発
- 2) 開催日時 平成26年10月21日(火) 13:00~16:40
- 3) 開催場所 品川区立総合区民会館(きゅりあん) 1階小ホール
- 4) 参加料 無料
参加の申込みはファックスまたはメール等で事前に申込
Fax: 03-3497-5712 Tel: 03-3497-5711
E-mail: saltscience@saltscience.or.jp

2. テーマと講演内容

- 1) テーマ 海水・塩の研究最前線
 - 2) 講演内容
 - (1) 「味覚研究の最前線－味覚受容を中心に」
(13:10~14:10)
講演者: 朝倉富子(東京大学大学院特任教授)
 - (2) 「身体の水と塩の調節機構と健康」
(14:10~15:10)
講演者: 佐々木 成(東京医科歯科大学名誉教授)
 - (3) 「高性能吸着繊維の利用－海水からの放射性物質の除去－」(15:30~16:30)
講演者: 斎藤恭一(千葉大学大学院教授)
- 詳細については, 財団のウェブサイトをご覧ください.
公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団
(<http://www.saltscience.or.jp>)
Fax: 03-3497-5712 Tel: 03-3497-5711
E-mail: saltscience@saltscience.or.jp

第57回自動制御連合講演会

主催: 計測自動制御学会(幹事学会), 化学工学会, システム制御情報学会, 精密工学会, 電気学会, 日本機械学会, 日本航空宇宙学会

協賛(予定):

映像情報メディア学会, 応用物理学会, 可視化情報学会, 画像電子学会, 環境システム計測制御学会, 計装研究会, 自動車技術会, 照明学会, 信号処理学会, 人工知能学会, 石油学会, センシング技術応用研究会, 電子情報通信学会, 土木学会, 日本応用数学会, 日本オペレーションズ・リサーチ学会, 日本感性工学会, 日本経営工学会, 日本原子力学会, 日本建築学会, 日本行動計量学会, 日本生物環境工学会, 日本磁気学会, 日本シミュレーション学会, 日本神経回路学会, 日本神経科学学会, 日本生産管理学会, 日本生体医工学会, 日本生物物理学会, 日本設計工学会, 日本繊維機械学会, 日本船舶海洋工学会, 日本体力医学会, 日本知能情報ファジィ学会, 日本鑄造工学会, 日本鉄鋼協会, 日本人間工学会, 日本熱測定学会, 日本熱物性学会, 日本バーチャルリアリティ学会, 日本非破壊検査協会, 日本フルードパワーシステム学会, 日本マリンエンジニアリング学会, 日本リモートセンシング学会, 日本ロボット学会, 農業食料工学会, バイオメカニズム学会, パワーエレクトロニクス学会, ヒューマンインタフェース学会, IEEE Control Systems Society Japan Chapter, IEEE Control Systems Society Kansai Chapter, IEEE Circuits and Systems Society Kansai Chapter, IEEE Geoscience and Remote Sensing Society Japan Chapter

後援: 日本学術会議

開催日: 2014年11月10日(月)~12日(水)

会場: ホテル天坊(群馬県渋川市伊香保)

研究発表: 自動制御に関連する分野での最新のご研究で学術的なご研究または実システムへの応用研究等が望まれます。講演時間は15分を予定しています。詳しくはホームページ(<http://www.sice.or.jp/~rengo57/>)をご覧ください。

講演申込締切: 2014年8月11日(月)

(7月11日(金)から受付開始予定)

講演申込先および方法:

「第57回自動制御連合講演会」への講演申込は, 基本的にホームページからのオンライン申込となります。登録画面へはURL: <http://www.sice.or.jp/~rengo57/> より入れます。諸事情によりオンライン申込が不可能な方は, (1) 表題(和文・英文), (2) 著者全員の氏名(ふりがな/講演者に○)・勤務先名称・年齢, (3) 講演要旨(100~200字程度), (4) キーワード(最大3つ), (5) 講演者通信先(氏名, 郵便番号, 住所, 所属, 部署, 電話, FAX, E-mail)を記し, rengo57@sice.or.jp までメールでお願いいたします。

論文原稿提出締切:

2014年9月19日(金) A4用紙(2段組)2~6頁, PDFファイルサイズ: 1.2MB以内, 論文原稿執筆要項, 原稿提出方法はURL: <http://www.sice.or.jp/~rengo57/> に詳細を掲載いたしますので, ご参照ください。

問合せ先: E-mail: rengo57@sice.or.jp

ライフエンジニアリング部門シンポジウム2014 (LE2014)

期 日：2014年9月17日(水)～19日(金)
 会 場：金沢大学鶴間キャンパス保健学類4号館
 (石川県金沢市小立野5丁目11-80)
 金沢駅より北陸鉄道バス(10, 11, 12, 13, 14,
 16系統)に乗車(約20分)
 『小立野』バス停下車 徒歩7分

研究奨励賞(部会)：

35歳以下の若手研究者を対象とした生体・生理工学会
 部会研究奨励賞を設けます。奮ってご応募ください。選
 奨規定については下記ホームページをご覧ください。

http://www.sice.or.jp/~bio_pe/syorei.html

学生奨励賞(部会)：

学生を対象とした生体・生理工学会部会学生奨励賞を設
 けます。奮ってご応募ください。選奨規定については
 下記ホームページをご覧ください。

http://www.sice.or.jp/~bio_pe/gsyorei.html

学術奨励賞：SICEホームページをご覧ください。

申込方法・著作権：SICEホームページをご覧ください。

申込締切：2014年5月23日(金)

採択通知：2014年6月中旬

(実行委員会で査読後、採否を決定します)

講演時間：

発表形式は口頭のみです。オーガナイズドセッション
 は質疑応答を含め20～30分とし、一般セッションは15
 分程度とします。なお、講演時間は講演数によって変
 更する可能性があります。

講演原稿：

発表概要と論文本文(A4判2～6ページ)の両方の原
 稿を提出していただきます。詳細はシンポジウムホー
 ムページを御覧ください。

原稿締切：2014年7月18日(金) 必着

参加費：参加費には論文集代が含まれます。

(全て消費税込)

主催・協賛学会員	：10,000円
会員外	：12,000円
学 生	：5,000円
学 生(論文集なし)	：2,000円

事前割引料金(2014年8月29日(金)までにお振り込みの方)：

主催・協賛学会員	：9,000円
会員外	：11,000円
学 生	：4,500円
学 生(論文集なし)	：2,000円

論文集：5,000円(消費税込)

支払方法：SICEホームページをご覧ください。

シンポジウムHP：

<http://www.me.se.kanazawa-u.ac.jp/biomed/le2014/>

主 催：計測自動制御学会ライフエンジニアリング部門

企画・運営：計測自動制御学会ライフエンジニアリング
 部門生体・生理工学会

協 賛：

映像情報メディア学会、応用物理学会、システム制御
 情報学会、情報処理学会、人工知能学会、精密工学会、
 電気学会、電子情報通信学会、日本医療機器学会、日
 本医療情報学会、日本音響学会、日本機械学会、日本
 神経回路学会、日本神経科学学会、日本生体医工学会、
 日本生体磁気学会、日本生物物理学会、日本生理学
 会、日本体育学会、日本体力医学会、日本人間工学会、
 日本リハビリテーション工学協会、日本臨床神経生理
 学会、日本ロボット学会、バイオメカニズム学会、ラ
 イフサポート学会、看護理工学会、Japan Chapter of
 IEEE Engineering in Medicine and Biology Society、
 West Japan Chapter of IEEE Engineering in Medi-
 cine and Biology Society、計測自動制御学会北陸支部、
 日本生体医工学会北陸支部(依頼中を含む)

後 援：

金沢大学医薬保健研究域附属健康増進科学センター

問合せ先：

金沢大学理工研究域機械工学系

田中志信/電話(076)234-4736

E-mail: shinobu@se.kanazawa-u.ac.jp

LE2014事務局 E-mail: le2014@se.kanazawa-u.ac.jp

SICE事務局：部門協議会担当/電話(03)3814-4121

E-mail: bumon@sice.or.jp

日本医学会だより

JAMS News

2014年5月 No.51
日本医学会

◆第81回日本医学会定例評議員会

平成26年2月19日(水)に開催された。平成25年度年次報告、平成26年度事業計画の報告の他、第29回日本医学会総会2015関西の準備状況の説明があった。平成25年度新規加盟学会は、日本肺癌学会、日本胃癌学会、日本造血細胞移植学会、日本ペインクリニック学会の4学会が承認され、122学会となった。

また、一般社団法人日本医学会連合については4月1日登記予定であり、定款(案)、設立時役員追加、平成26年度会費等の提案が了承された。

この他、第30回日本医学会総会について会期[2019年4月12日(金)~14日(日)]、開催地(名古屋)、会頭(齋藤英彦名古屋医療センター名誉院長)が承認された他、「日本医学会 医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン(2014年2月改定案)」が諮られ、了承された。

◆第29回日本医学会総会2015関西

第29回日本医学会総会2015関西は、平成27年4月11日(土)~13日(月)、井村裕夫会頭の下、「健康社会のためのきずなの構築—医学と医療制度の未来を拓く」をテーマに、国立京都国際会館を中心に関西地区での開催準備を進めており、平成26年2月19日(水)の記者発表会にて、学術講演、展示、イベントについて説明があった。

◆日本医学会加盟検討委員会

平成25年度第1回日本医学会加盟検討委員

会は、平成25年11月8日(金)に開催された。加盟申請の22学会についての審査を慎重に行い、その結果を平成26年1月15日(水)の日本医学会協議会で高久会長に報告した。

◆日本医学会臨床部会運営委員会

臨床部会運営委員会は、日本医学会分科会の10の基本領域学会と2つのSubspecialty学会から構成されている。

運営委員会の組織としては、現在、「専門医制に関する委員会」、「がん領域に関する作業部会(平成25年11月発足)」、「『遺伝子・健康・社会』検討委員会」、その下部組織として「『母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査』施設認定・登録部会」の4つの委員会(含部会)がある。

「がん領域に関する作業部会」では3回の議論を経て、提言をまとめた。

◆日本医学会利益相反委員会

第8回利益相反委員会は、平成25年5月24日(金)に開催された。主な議題は、①日本循環器学会からKyoto Heart Study問題の調査報告、②日本医学会利益相反委員会報告(平成25年3月)、③医学関連COI問題協議会報告、④分科会へのCOIマネージメントアンケート調査、⑤「医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」の一部改訂、⑥第4回日本医学会分科会利益相反会議等であった。同日、高久会長、曾根三郎利益相反委員会委員長、永井良三日本循環器学会代表理事の三者が合同記者会見

を行い、同委員会での検討結果を報告した。

第9回利益相反委員会は平成26年2月28日(金)に開催された。「日本医学会 医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン[2014(平成26)年2月改定]の報告等の他、北村 聖日本医学雑誌編集者組織委員会委員長より日本医学雑誌編集者組織委員会の活動報告等が行われた。また、同日午後、日本医学会COIマネジメント研修セミナーが全国医学部長病院長会議と共催で日本医師会館大講堂にて開催された。

◆日本医学会医学用語管理委員会

平成25年12月16日(月)に平成25年度日本医学会分科会用語委員会を開催した。主な議題は「WHO-ICD分類のアップデート作業と社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会の検討状況について」、「WEB版の新機能について」、「日本内視鏡外科学会用語集の日本医学会医学用語辞典様式への変換について」他。

なお、従来、分科会会員と日本医師会会員のみ見ることのできた日本医学会医学用語辞典WEB版を平成26年4月から一般公開することが決定した。

◆第17回日本医学会公開フォーラム

「肺がん—最新のトピックス—」をテーマに、平成26年6月21日(土)13:00~16:00、日本医師会館大講堂において開催する(組織委員長:中川 健・がん研究会有明病院名誉院長)。市民を対象とした公開フォーラムであり、参加希望者は、郵便はがき、FAX、本会ホームページ(<http://jams.med.or.jp/>)のいずれかの方法で申し込まれたい。参加費無料。プログラムは、下記のとおり。終了後、ホームページにて映像配信する。

1. 肺がん序論/中川 健(がん研究会有明病院名誉院長)、2. 肺がんの遺伝子研究—ALKの発見と臨床応用—/間野博行(東京大学大学院医学系研究科教授・細胞情報学)、3. 肺がんの外

科療法—特に低侵襲の胸腔鏡手術について/河野 匡(虎の門病院呼吸器センター外科部長)、4. 肺がんの放射線療法—適応と治療技術の進歩—/早川和重(北里大学医学部教授・放射線腫瘍学)、5. 肺がんの薬物療法—個別化治療の時代—/西尾誠人(がん研究会有明病院呼吸器内科部長)

◆日本医学会特別シンポジウム

今回のシンポジウムは第29回日本医学会総会2015関西イベントとして「健康社会をめざす医学・医療の新たな展開」をテーマに、7月10日(木)13:00~17:00、グランフロント大阪で開催予定。参加費無料。終了後、ホームページにて映像配信する。

申し込み・詳細は日本医学会ホームページご参照。

◆医学賞・医学研究奨励賞

平成26年度日本医師会医学賞・医学研究奨励賞(旧医学研究助成費)の推薦依頼を日本医師会雑誌の5月号に公示。要項は本会に問い合わせいただきたい。受付期間は、5月15日(木)~7月4日(金)。推薦書は、公示日より日本医師会ホームページ(<http://www.med.or.jp/>)からダウンロードできる。

◆日本医学会への加盟申請

平成26年度の日本医学会への新規加盟申請は、5月15日(木)に公示(日本医師会雑誌等)し、7月31日(木)に締め切る。申請書は、公示日から本会ホームページ(<http://jams.med.or.jp/>)からダウンロードできる。

◆移植関係学会合同委員会

平成4年4月に発足した本委員会は厚労省、日本医師会、関係学会で構成されており、世話人を日本医学会長が務めている。

本年開催の第31回委員会から、審査の迅速化を図るために持ち回り開催とし、移植施設の新規認定、取り下げ等を決定した。

編 集 後 記

華々しく脚光をあびたSTAP細胞（Stimulus-Triggered Acquisition of Pluripotency cells）の存在は未だにはっきりしません。この細胞が実際に簡単な処理でできたのかどうかは霧の中ですが、それを報告した論文には研究者が犯してはならない過失がいくつもあったことは事実のようです。今回のこの事件で、科学論文の重要なポイント（研究結果の新規性と再現性、および論文の文章の使い回し〔コピー〕の禁止）が一般の方にも認識されたことは確かでしょう。また、私たち研究者もこれらの点を再確認するよい機になったと思います。

研究には運・不運がありますので、常に良い結果ばかりが出るとは限りません、否、使えない結果の方が多いと言って過言ではないと思います。使える結果を効率的に出し論文にするためには、(1) 研究の背景の十分な調査とその重要性の認識、(2) 実験方法の緻密かつ詳細な検討、(3) 得られた結果の適切な処理と表現、(4) その結果から十分に裏打ちされる結論の誘導、などが基本になります。読者の皆様も、論文を執筆される際はこれらのポイントを再確認していただければと思います。

さて、本誌第63巻3号（2014）では総説1編と原著論文5編が掲載されています。原著論文はいずれもヒトを対象とした研究です。ヒトを対象とした研究の場合には、

特に研究の実施にあたり適切な倫理委員会の承認を得た後に研究を行う必要があります。今後ヒト研究を計画されている研究者に対して、改めてこの倫理委員会の承認を得ることの重要性をここで訴えたいと思います。何故かと言いますと、体育・スポーツ関係の研究施設では必ずしも十分な倫理審査の機構が整っていないことも多いからです。もし、倫理審査の承認を受けてない研究論文が投稿された場合には、原則として審査の対象になりません。しかしながら、ヒトを対象にした研究でも疫学的研究などでは、倫理審査が必要かどうかの判断が難しい場合もあります。このような場合には、論文の査読者を悩ませる結果になることも事実です。もし倫理審査が必要かどうかについて迷われた場合には、一旦倫理審査委員会へ審査の打診をしていただいた方が宜しいかと存じます。十分にご配慮の後に研究に着手していただくことをお願い致します。

最後に、論文の審査を担当して頂きました査読者の先生方に改めまして御礼申し上げます。いろいろとご苦勞も多かったと思いますが、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

下村 吉 治

The Japanese Journal of Physical Fitness and Sports Medicine Vol.63, No.3

体 力 科 学 第 63 巻 第 3 号

平成 26 年 5 月 25 日 印 刷

平成 26 年 6 月 1 日 発 行

編集兼発行者	鈴木 政 登
発 行 所	一般社団法人日本体力医学会 〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4階 学会支援機構内 TEL : 03-5981-6015 FAX : 03-5981-6012 E-mail : jspfsm@asas.or.jp
編 集 事 務 局	〒997-0854 山形県鶴岡市大淀川字洞合1-1 鶴岡印刷株式会社内 TEL : 0235-22-3120 FAX : 0235-22-3120 E-mail : hj-tairyoku@turui.co.jp
印 刷 所	〒997-0854 山形県鶴岡市大淀川字洞合1-1 鶴岡印刷株式会社
